

年金記録の再確認をお願いします

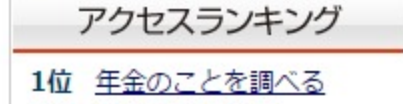
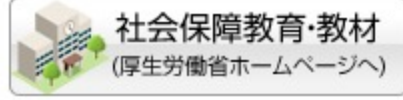
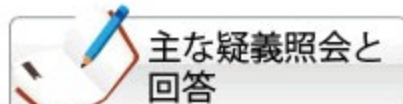
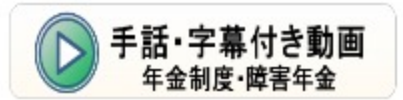
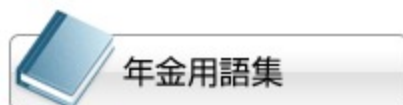
申請・手続きを調べる

- ▶ [20歳になった方](#)
- ▶ [年金に加入している\(する\)方](#)
- ▶ [事業主の方](#)
- ▶ [年金を請求する方](#)
- ▶ [年金受給者の方](#)
- ▶ [海外に居住する方](#)
- ▶ [年金相談をする方](#)

年金のことを調べる

- ▶ [年金制度全般](#)
- ▶ [手話・字幕付き動画はこちら](#)
加入と保険料納付
 - ▶ [国民年金](#)
 - ▶ [厚生年金保険](#)
<健康保険(協会けんぽ)>
- ▶ [年金の受け取り](#)
 - ▶ [老齢年金](#)
 - ▶ [障害年金](#)
 - ▶ [手話・字幕付き動画はこちら](#)
 - ▶ [遺族年金](#)
 - ▶ [その他の給付](#)
 - ▶ [これから受給する方\(60-65歳\)](#)
- ▶ [社会保障協定](#)
- ▶ [各種特例法](#)

通知書の見方を調べる
(ねんきん定期便や年金受給者あて各種通知など)



- アクセスランキング**
- 1位 [年金のことを調べる](#)
 - 2位 [国民年金保険料](#)
 - 3位 [保険料額表\(平成2...](#)
 - 4位 [申請・届出様式](#)
 - 5位 [保険料を納めること...](#)
 - 6位 [これから受給する方...](#)
 - 7位 [老齢年金\(昭和16...](#)
[一覧を見る](#)

誕生日がきたとき

180010-921-092-533 更新日：2017年1月23日 [印刷する](#)

年金を受けている方が、年金を引き続き受け取るためには、日本年金機構より送付される「年金受給権者現況届」（現況届）を毎年受給者ご本人の誕生日の末日までに、日本年金機構に提出していただく必要があります。ただし、住民基本台帳ネットワークシステムによりご健在を確認できる場合は、日本年金機構より現況届が送付されず届出は省略できます。

1. 現況届の改正点

これまで、住民基本台帳ネットワークシステムによりご健在を確認できない方には、現況届の提出によって、ご健在であることを確認させていただいておりました。平成29年2月に日本年金機構より送付される現況届からは、現況届の提出の際には、住民票の添付またはマイナンバーの記入が必要となりました。ご理解をお願いいたします。（誕生日が2月の方から、順次、対象としています。）

- (1) 日本年金機構から送付された氏名等があらかじめ印刷された現況届にマイナンバーを記入し提出する場合
 - ・番号確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）書類の添付が必要となります。
 - ・マイナンバーカード（個人番号カード）や通知カードの番号記載面のコピー等を現況届とあわせて提出してください。
- (2) 年金事務所等やホームページに備え付けの現況届で提出する際にマイナンバーを記入いただいた場合
 - ・番号確認および身元（実存）確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）が必要となります。
 - ・日本年金機構が実施するマイナンバーの確認方法は[こちら](#)（PDF 1,099KB）をご覧ください。

2. 「現況届」のQ&A

現況届の提出にあたっての質問をまとめました。

[現況届（住民票添付）による生存確認に関するQ&A](#)（PDF 5,321KB）

▶ [年金Q&A](#)（現況届が届いたとき）

3. 「現況届」の提出先

「現況届」の用紙は、毎年誕生日の初め頃に受給者ご本人に送付されます。受給者ご本人の住所、氏名などを記入いただき、住民票または番号確認書類を添付の上、同封の返信用封筒にて誕生日の末日までに日本年金機構本部に到着するように提出してください。ご自身が提出の必要があるかどうかを確認したい場合は、[ねんきんダイヤル](#)へお問い合わせください。

様式及び記入例

年金受給者 現況届	加給年金額対象者なし (PDF 214KB)	加給年金額対象者あり (PDF 281KB)
--------------	---------------------------	---------------------------

※ 加給年金額対象者の説明については[こちら](#)をご覧ください。

4. 提出についての注意点

「現況届」が送付された場合、期限までに提出されませんと、年金を引き続き受け取ることはできません。提出されるまでのあいだ、年金の支払いが一時的に止まることとなりますので、ご注意ください。

住民票の添付等がない場合には、調査等をした上で年金が一時的に止まる場合があります。

5. 現況届の送付されない方

次に該当する方は、「現況届」を提出する必要がありませんので送付しておりません。

1	住民基本台帳ネットワークを活用して確認ができる方
2	年金の全額が支給停止となっているとき
3	年金証書に記載されている年金の支払いを行うことを決定した年月日から、次に来る誕生日の末日までの期間が1年以内であるとき
4	全額支給停止となっていた年金が、受けられるようになってから1年を過ぎていないとき (在職老齢年金の仕組みにより全額支給停止となっていた年金が、標準報酬月額の下や退職によって受けられるようになった場合を除く)

6. 誕生日に現況確認以外の確認が必要な場合

- (1) 加給年金額等の対象者がいる方について引き続き加給年金額等を受けるには、生計維持関係を確認する必要があるため、「生計維持確認届」の提出が必要です。送付時期や提出期限は現況届と一緒にです。
- (2) 障害年金を受けている方で障害の程度を確認する必要がある方は、「障害状態確認届」に診断書が付いている届書が送付されます。届書に住所氏名を記入し、診断書は医師に記入してもらってから提出してください。レントゲンフィルムが必要な方は、レントゲンフィルムを添えてください。送付時期や提出期限は、障害年金の種類や個人の障害の状態によって異なりますので提出時期などを確認したい場合は、[ねんきんダイヤル](#)へお問い合わせください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。お持ちでない方は、[Adobe社から無償でダウンロード](#)できます。



▶ [上に戻る](#)